

令和 5 年度 埼玉支部事業計画

令和5年度 事業計画（埼玉支部）

	令和5年度（新）	令和4年度（旧）
	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能動的な業務体制への変革 ・ 組織運営の強化とリスク管理の徹底 ・ 地域との連携強化 <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な財政運営 ・ 特定健診・特定保健指導の推進等 ・ 重症化予防の対策 ・ コラボヘルスの推進 ・ 医療費適正化、効率的な医療の実現等（調査分析能力の向上と推進） ・ 協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進（広報の有効活用と加入者サービスの充実） ・ 組織運営の強化 	<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能動的な業務体制への変革 ・ 組織運営の強化とリスク管理の徹底 ・ 地域との連携強化 <p>【重点施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健全な財政運営 ・ 特定健診・特定保健指導の推進等 ・ 重症化予防の対策 ・ コラボヘルスの推進 ・ 医療費適正化、効率的な医療の実現等（調査分析能力の向上と推進） ・ 協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進（広報の有効活用と加入者サービスの充実） ・ 組織運営の強化

分野	具体的施策等	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>(1) 健全な財政運営【重要度：高】【困難度：高】</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② 加入者や事業主に対して、ホームページや定期広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報を提供する。</p> <p>(2) サービス水準の向上【困難度：高】</p> <p>① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から10営業日以内の支払い）を遵守する。</p> <p>■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付申請等に係る郵送化を促進する。</p> <p>■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を96.5%以上とする</p> <p>③ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会を定期的に実施する。また、お客様満足度調査結果の分析および課題の抽出を</p>	<p>(1) 健全な財政運営【重要度：高】【困難度：高】</p> <p>① 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>② <u>今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、ホームページや定期広報誌等において協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</u></p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <p>① 適切な進捗管理を行い、サービススタンダード（受付日から10営業日以内の支払い）を遵守する。</p> <p>■令和4年度目標(KPI)：サービススタンダードの達成状況 100% (令和2年度実績 100%)</p> <p>② 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、現金給付申請等に係る郵送化を促進する。</p> <p>■令和4年度目標(KPI)：現金給付等の申請に係る郵送化率 96.5%以上 (令和2年度実績 95.2%)</p> <p>③ 顧客対応スキルの向上を図るための研修や勉強会を定期的に実施する。また、お客様満足度調査結果の分析および課題の抽出を</p>

<p>行い、お客様サービス向上のための取り組みを行う。</p> <p>④ 令和4年11月に設置されたコールセンターと連携を図るとともに、お客様からの相談・照会に的確に対応できるよう相談体制の強化を図る。</p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>①オンライン資格確認の進捗状況を踏まえ、引き続き事業主等へのチラシやリーフレットによる周知広報を実施する。</p> <p>②レセプトデータから限度額適用認定証の使用率の低い医療機関を抽出し、申請書の窓口設置を行っていない医療機関に対して働きかけを行い利用促進を図る。</p> <p>(4) 現金給付の適正化の推進</p> <p>①不正の疑いのある申請については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への照会や立入検査を実施する等、重点的な審査を行う。</p> <p>また、不正受給防止等の観点から、新システム導入後、給付金の振込は原則被保険者口座となるため、事業主、加入者等に対し積極的に周知する。</p> <p>②傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。</p>	<p>行い、お客様サービス向上のための取り組みを行う。</p> <p>④ <u>電話対応体制の見直しを図る。</u></p> <p>(3) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>オンライン資格確認の<u>実施状況</u>を踏まえ、引き続き事業主等へのチラシやリーフレットによる広報を実施する。</p> <p><u>また、医療機関より加入者（患者）へ限度額適用認定証の利用を案内していただくよう、様々な機会を通して医療機関等に働きかけを行い利用促進を図る。</u></p> <p>(4) <u>適正な給付業務等の推進（現金給付の審査強化）</u></p> <p>①<u>高額標準報酬月額（83万円以上）及び長期支給案件等で不正の疑いのある申請については、保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への照会や立入検査を実施する等、重点的な審査を行う。</u></p> <p>②傷病手当金と障害年金等の併給調整を確実に実施する。</p>
---	--

③柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請または負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。

また不正疑義案件については加入者に対する文書照会を実施し、厚生局への情報提供を行う

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④社会保険労務士会との連携を図り、現金給付の適正化を推進する。

(5) 効果的なレセプト内容点検の推進【困難度：高】

① 資格点検・外傷点検

新業務システムの新たな業務フローを踏まえ、業務の標準化・効率化を図る。また、進捗管理を徹底し問題や課題を早期に把握し改善を図る。

③社会保険労務士会との連携を図り、現金給付の適正化を推進する。

(5) 効果的なレセプト点検の推進【困難度：高】

① 資格点検

・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。また、進捗管理を徹底し処理状況を確実に把握する。

② 外傷点検

・点検事務手順書等に基づいた業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図る。
・進捗管理を徹底し処理の遅延や滞留を防止する。

② 内容点検

点検の効果向上に向けた行動計画を策定し実施する。

- ・高点数レセプト等内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に点検し、内容点検の質的向上を図る。
- ・医科、調剤の担当制を廃止し点検員の多能化を図っているが、その体制を継続し一体化した効率の良い点検につなげる。
- ・他支部査定事例の活用強化により自動点検マスタの追加等を行い、効果的な再審査請求につなげる。
- ・再審査結果の分析を強化し、支部全体及び点検員個人ごとの課題を把握し点検員のスキルアップを図る。
- ・支払基金との情報共有を積極的に実施し、基金改革の進捗状況を踏まえた効果的な審査を行う。

■ KPI :

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする（令和3年度実績 0.288%）
（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする（令和3年度実績 4,795円）

③ 内容点検

- ・点検効果向上計画を引き続き策定し、実施する。
- ・他支部査定事例の活用強化により自動点検マスタの追加等を行い、効果的な再審査請求につなげる。
- ・再審査結果の分析を強化し、支部全体及び点検員個人ごとの課題を把握し、点検員のスキルアップを図るとともに効果的な再審査請求を行う。
- ・支払基金の審査項目等について支払基金と協議し、効果的な審査を行う。

■令和4年度目標（KPI）:

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率対前年度以上（令和2年度実績 0.281%）
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額 対前年度以上（令和2年度実績 4,680円）

(6) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化
柔道整復施術療養費における多部位かつ頻回の申請等について、加入者に対する文書照会を強化し給付の適正化を図る。

■令和4年度目標（KPI）: 柔道整復施術療養費の申請に占める施

	<p>(6) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化【困難度：高】</p> <p>①資格喪失処理後、早期に元加入者に対する文書催告を実施するとともに、被保険者証回収不能届を活用した保険証未回収者への返納催告業務を徹底する。</p> <p>②保険証未返納件数の多い事業所データ等を活用し、事業所に対して資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期回収の勧奨を行う。また、社会保険労務士会とより緊密に連携協力し社労士委託事業所の保険証即時回収を図る。</p> <p>■ KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする（令和3年度実績 81.42%）</p> <p>(7) 債権管理回収業務の推進【困難度：高】</p> <p>①定期催告（調定後1.5・3・4・10カ月）、弁護士による催告を計画</p>	<p>術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請割合 対前年度以下（令和2年度実績 1.43%）</p> <p>(7) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。また、不正疑義案件については加入者に対する文書照会を実施し、厚生局への情報提供を行う。</p> <p>(8) 債権発生防止と管理・回収の強化 【困難度：高】</p> <p>① 債権発生防止に向け、保険証の早期回収を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格喪失処理後、早期に加入者への文書催告を実施する。 ・被保険者証回収不能届等を活用し、保険証未回収の多い事業所への文書・電話等による早期回収の勧奨を行う。 ・被保険者証回収不能届に連絡先が記載されている保険証未回収者への返納催告業務を実施する。 ・退職後速やかな保険証回収に関する周知チラシを事業所等へ配布し、早期回収の協力依頼を実施する。また、社会保険労務士会と連携し社労士委託事業所の保険証早期回収を図る。 <p>■令和4年度目標（KPI）：資格喪失後1か月以内の保険証回収率対前年度以上（令和2年度実績 90.65%）</p> <p>② 発生した債権の早期回収及び未納者に対する効果的な催告を実施する。</p>
--	--	--

<p>的に実施する。</p> <p>②資格喪失後受診による返納金催告時において一定条件に該当する債務者に対して保険者間調整の案内を全件同封し、保険者間調整の積極的な実施につなげる。</p> <p>③勤務先の事業所が確認出来た債務者への、当該事業所あて文書、電話等による催告を実施する。</p> <p>④支払督促等の法的手続きや強制執行の積極的な推進、契約弁護士による納付催告や、業務アドバイザーとのより緊密な連携協力により、債権の回収強化につなげる。</p> <p>■ KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。（令和3年度実績 55.89%）</p> <p>（8）被扶養者資格の再確認の徹底 高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。</p> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする</p>	<p>・定期催告（調定後1.5・3・4・10カ月）、弁護士による催告を実施する。</p> <p>・資格喪失後受診による返納金催告時に<u>保険者間調整の案内を全件に同封し送付する。</u></p> <p>・<u>事業所を通じて債務者への文書、電話等による催告を実施する。</u></p> <p>■令和4年度目標（KPI）：資格喪失後受診に係る返納金債権の回収率 対前年度以上（令和2年度実績 55.12%）</p> <p>③ <u>支払督促等法的手続きの積極的な推進、<u>弁護士との連携、業務アドバイザーの活用により、債権の回収強化につなげる。</u></u></p> <p><u>（9）高齢者医療費にかかる拠出金等の適正化のため、被扶養者資格の再確認を適切に実施する。</u></p> <p>■令和4年度目標（KPI）：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 93.4%以上（令和2年度実績 90.5%）</p>
--	---

<p>(9) オンライン資格確認の円滑な実施【重要度：高】</p> <p>・マイナンバーカードが健康保険証として利用できることのほか、医療費情報や健診結果及び服薬情報等の閲覧、それらを活用した適切な医療が受けられるメリット等について、広報等を活用して積極的に周知を行う。</p> <p>(10) 業務改革の推進【困難度：高】</p> <p>① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能化を推進し、生産性の向上を図る。</p> <p>② 業務改善検討委員会を開催（四半期に1回以上）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。特に若手職員から改善提案を積極的に取り入れる。</p> <p>③新システム（令和5年1月導入）の効果を最大化するため、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制の整備を推進する。</p> <p>④ 令和4年11月に設置されたコールセンターと連携を図るとともに、お客様からの相談・照会に的確に対応できるよう相談体制の強化を図る。</p>	<p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施【重要度：高】</p> <p>マイナンバーカードが健康保険証として利用できることのほか、医療費情報や健診結果及び服薬情報等の閲覧、それらを活用した適切な医療が受けられるメリット等について、広報等を活用して積極的に周知を図る。</p> <p>(11) 適正な業務体制の確立【困難度：高】</p> <p>① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能化を推進し、生産性の向上を図る。</p> <p>② 業務改善検討委員会を開催（四半期に1回以上）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。</p> <p>③ <u>令和5年1月に予定している次期システム導入後の業務を踏まえた事務処理体制の検討と構築を図る。</u></p>
--	--

2. 戦略的保険者機能関係

保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

（1）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上【重要度：高】【困難度：高】

生活習慣病予防健診及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じた事業者健診結果提供勧奨事業を行う。

〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕

①健診・保健指導カルテ等から事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診を促進する。

②協会けんぽ主催の健診や健診推進インセンティブの活用により受診を促進する。

③新規健診機関の拡大を図るとともに、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。

〔被保険者（事業者健診データ）〕

①データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。（40歳以上被保険者）

〔大規模事業所〕 支部職員による電話及び訪問により健康経営と

（1）特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進【重要度：高】 【困難度：高】

生活習慣病予防健診及び特定健診実施率の向上を図るとともに、事業所規模等に応じた事業者健診結果提供勧奨事業を行う。

〔被保険者（生活習慣病予防健診）〕

①健診・保健指導カルテから事業所規模、業態等で勧奨対象を選定し受診を促進する。

②協会けんぽ主催の健診や健診推進インセンティブの活用により受診を促進する。

③新規加入事業所及び新規任意継続健康保険加入者への生活習慣病予防健診の受診を勧奨する。

④新規健診機関の拡大を図るとともに、既存健診機関における受診者数増加の働きかけを行う。

⑤生活習慣病予防健診予約状況への参加機関を増やす。

〔被保険者（事業者健診データ）〕

①データの取得促進に向け事業所規模別に勧奨策を実施する。（40歳以上被保険者）

〔大規模事業所〕 支部職員による電話及び訪問により健康経営

<p>併せた勧奨を推進する。</p> <p>[中規模事業所] 専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。</p> <p>②データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。</p> <p>③同意書の提出があった事業所の健診データ取得を最大にするため、データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の進捗を管理し、確実にデータを取得する。</p> <p>④埼玉労働局等と連携し、データ提供に関する同意書の取得を促進するとともに、引き続き健診機関・経済団体等に対し新たな運用スキームの理解を促進させるためのヒアリングと協力依頼を行う。</p> <p>(※) 事業所と健診機関が健診結果データを保険者へ提供する旨の条項等を含んだ契約を締結し、契約に基づき健診機関が保険者へ健診結果データを提供する運用スキーム</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>①自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診の実施を推進する。</p> <p>②埼玉県全域において、歯科健診等の付加価値を付けた協会けんぽ主催の集団健診を実施し、受診を促進する。</p>	<p>と併せた勧奨を推進する。</p> <p>[中規模事業所] 専門知識を有する外部委託業者を活用した、文書・電話・訪問等による勧奨を推進する。</p> <p>②データの提供を積極的に取り組む健診機関と連携し、健診推進インセンティブを活用したデータの早期提供を促進する。</p> <p>③データ提供契約が未締結の健診機関に対する契約勧奨を引き続き実施するとともに、契約済みの健診機関に対してデータ提供状況の確認を実施し、確実にデータ取得を行う。</p> <p>④データ提供に関する同意書の取得を促進するとともに、健診機関、経済団体等に対し、新たな運用スキーム(※)の理解を促進させるためのヒアリングと協力依頼を行う。</p> <p>(※) 事業所と健診機関が健診結果データを保険者へ提供する旨の条項等を含んだ契約を締結し、契約に基づき健診機関が保険者へ健診結果データを提供する運用スキーム</p> <p>〔被扶養者（特定健診）〕</p> <p>①自治体と連携し、特定健診とがん検診が同時に受診可能な集団健診の実施を推進する。</p> <p>②埼玉県全域において、歯科健診等の付加価値を付けた協会けんぽ主催の集団健診を実施し、受診を促進する。</p>
--	--

<p>〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕</p> <p>■被保険者（40歳以上）（実施対象者数：590,925人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 53.8%（実施見込者数：317,917人） ・事業者健診データ 取得率 18.0%（取得見込者数：106,366人） <p>■被扶養者（実施対象者数：154,116人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 29.3%（実施見込者数：45,155人） <p>■ KPI :</p> <p>① 生活習慣病予防健診実施率を53.8%以上とする</p> <p>（2）特定保健指導の実施率及び質の向上【重要度：高】【困難度：高】</p> <p>特定保健指導実施率の向上を図るとともに、事業所や加入者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。</p>	<p>③新規加入被扶養者への特定健診受診勧奨を実施する。</p> <p>〔特定健診受診率・事業者健診データ取得率〕</p> <p>◆被保険者（40歳以上）（受診対象者数：590,557人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 50.0%（実施見込者数：295,279人）（令和2年度実施者数：246,771人） ・事業者健診データ取得率 18.0%（取得見込者数：106,300人）（令和2年度取得者数：45,855人） <p>◆被扶養者（受診対象者数：153,481人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査実施率 29.3%（実施見込者数：44,970人）（令和2年度実施見込者数：29,835人） <p>■令和4年度目標（KPI）：生活習慣病予防健診受診率 50.0%以上 事業者健診データ取得率 18.0%以上 被扶養者の特定健診受診率 29.3%以上</p> <p>（2）<u>保健指導の拡充と質の向上</u> 【重要度：高】 【困難度：高】</p> <p>特定保健指導実施率の向上を図るとともに、事業所や加入者の健康状態に合わせた保健指導スキルを向上させ保健指導の質の向上を図る。</p>
--	--

<p>〔被保険者〕</p> <p>①支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、重症化予防・健康教育を含めて保健指導者のスキルを向上させる。</p> <p>②新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、定期的なヒアリングにより実施者数増加を図る。</p> <p>③特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用した保健指導を推進する。</p> <p>④特定保健指導を経年未利用の事業所や特定保健指導対象者数の多い事業所、健康宣言事業所への保健指導を促進強化する。</p> <p>⑤特定保健指導非対象者への情報提供として、健康宣言事業所加入者へ文書支援、35歳健康相談を実施し、生活習慣改善の意識付けを行う。</p> <p>⑥健康宣言事業所を中心に禁煙指導（サポート）を行う。</p> <p>〔被扶養者〕</p> <p>①集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。</p> <p>②市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。</p>	<p>〔被保険者〕</p> <p>①支部内保健師・管理栄養士の充足を図るとともに、重症化予防・健康教育を含めて保健指導者のスキルを向上させる。</p> <p>②新規特定保健指導機関の拡大を図るとともに、既存特定保健指導機関に好事例を横展開し、定期的なヒアリングにより実施者数増加を図る。</p> <p>③特定保健指導専門機関等による情報通信技術（ICT）を活用した保健指導を推進する。</p> <p>④特定保健指導対象者数の多い事業所や健康宣言事業所への保健指導を促進する。</p> <p>⑤特定保健指導非対象者への情報提供として、健康宣言事業所加入者へ文書支援、35歳健康相談を実施し、生活習慣改善の意識付けを行う。</p> <p>⑥健康宣言事業所を中心に禁煙指導（サポート）を行う。</p> <p>〔被扶養者〕</p> <p>① 集団健診と同日に初回面談を実施し、特定保健指導に繋げる。</p> <p>② 市町村や健康づくり推進の協定を締結している関係団体等と連携した特定保健指導を実施する。</p>
---	--

③対象者の利便性向上を図るため、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。

〔特定保健指導の実施率〕

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：86,554人）
・特定保健指導 実施率 36.9%（実施見込者数：31,920人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,245人）
・特定保健指導 実施率 15.1%（実施見込者数：640人）

■ KPI：

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を 36.9%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 15.1%以上とする

（3）重症化予防対策の推進【困難度：高】

大学等と共同した対象者の健康関連行動を解明することによって、より充実した保健指導を実施し事業の質の向上を図る。

①未治療者に対する受診勧奨

- ・未治療者に対して健診機関からの0次勧奨を実施する。
- ・未治療者への文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。

③ 対象者の利便性向上を図るため、遠隔面談を活用した特定保健指導を実施する。

〔特定保健指導の実施率〕

◆被保険者（対象者数：82,180人）
・特定保健指導実施率 26.9%（実施見込者数：22,140人）（令和2年度実施者数：3,510人）
（内訳）協会保健師実施分 10.0%（実施見込者数：8,218人）
アウトソーシング分 16.9%（実施見込者数：13,922人）

◆被扶養者（受診対象者数：4,208人）

・特定保健指導実施率 13.1%（実施見込者数：550人）（令和2年度実施者数：185人）

■令和4年度目標（KPI）：特定保健指導の実施率 26.3%以上

（3）データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等）【重要度：高】

大学等と共同した対象者の健康関連行動を解明することによって、より充実した保健指導を実施し事業の質の向上を図る。

① 未治療者に対する受診勧奨

- ・未治療者に対して健診機関からの0次勧奨を実施する。
- ・未治療者及び治療中断者への文書や電話等による効果的な治療勧奨を実施する。

<p>・事業者健診結果に基づく未治療者への治療勧奨を実施する。</p> <p>②糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。 ・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。 <p>③大学等と共同研究した事業企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。 <p>■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人</p> <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする</p>	<p>・事業者健診結果に基づく未治療者への治療勧奨を実施する。</p> <p>② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病重症化予防プログラムを活用し、かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防事業を推進するとともに、プログラム修了者への継続的なフォローアップを行う。<u>また、経営者の理解を求め、プログラムに参加しやすい職場環境づくりをサポートする。</u> ・医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等との連携により、効果的な糖尿病等の重症化予防事業を推進する。 <p>③ 大学等と共同研究した事業企画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。 <p>■令和4年度目標（KPI）：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする。</p>
---	--

<p>(4) コラボヘルスの推進【重要度：高】</p> <p>県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。</p> <p>①事業主と連携した職場における健康づくり（コラボヘルス）の推進にあたっては、健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者とも連携した効果的な活動を実施する。また、健康優良企業の認定（STEP1、STEP2）、健康経営の好事例の紹介等、健康宣言事業所へのサポートの充実を図る。</p> <p>②経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市・関係団体等と連携し、健康経営埼玉推進協議会主催で健康経営に役立つ情報やメンタルヘルス等をテーマとしたセミナー等を開催する。</p> <p>③支部ホームページ等において、健康経営に関する情報を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。</p> <p>④埼玉県信用保証協会等、健康経営埼玉推進協議会オブザーバー、協力事業者との連携した事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者への健康づくり意識の醸成を図る。</p> <p>⑤健康経営が加入者の健康増進に有効であるか効果測定を実施する。効果測定を元に加入者の健康増進のための取組みの改善を図ることにより企業の生産性の向上につなげる。</p>	<p>(4) 健康経営の推進（コラボヘルス）【重要度：高】</p> <p>県・市町村・関係団体等と連携し、事業所への健康経営の普及及び経営者の社員への健康づくり意識の醸成を促すような環境づくりを推進する。</p> <p>・事業主と連携した職場における健康づくり（コラボヘルス）の推進にあたっては、健康経営埼玉推進協議会、健康経営普及推進協力事業者とも連携した効果的な活動を実施する。また、健康優良企業の認定（STEP1、STEP2）、健康経営の好事例の紹介等、健康宣言事業所へのサポートの充実を図る。</p> <p>・経営者の社員への健康づくり意識の醸成を図るため、県・市・関係団体等と連携し、健康経営埼玉推進協議会主催で健康経営情報交換会を実施する。その他、健康経営に役立つ情報やメンタルヘルスをテーマとしたセミナーを開催する。</p> <p>・支部ホームページにおいて、健康経営に関する情報や取組みに関する動画を掲載し、健康経営の普及促進及び質の向上を図る。</p> <p>・埼玉県信用保証協会との連携事業や「健康経営サポートカルテ」を活用しながら経営者への健康づくり意識の醸成を図る。</p> <p>・社会保険労務士、中小企業診断士等と連携した経営者の社員への健康づくり事業を推進する。</p> <p>・健康経営が加入者の健康増進に有効であるか効果測定を実施する。効果測定を元に加入者の健康増進のための取組みの改善を図る</p>
---	---

	<p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,170事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>（5）広報の有効活用と加入者サービスの充実</p> <p>① 本部の広報基本方針に基づき支部広報計画を策定し、協会として統一的・計画的な広報及び支部の実情に沿った広報を行う。</p> <p>② 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報提供をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用しつつ、加入者の立場から分かりやすい広報を行う。</p> <p>③ 県・市町村・関係団体との連携による、横断幕掲示や新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを活用し、保健事業や医療費適正化に対</p>	<p>ことにより企業の生産性の向上につなげる。</p> <p>■令和4年度目標（KPI）：健康宣言事業所数を940事業所以上とする。</p> <p><u>（5）その他保健事業</u> 地方自治体や関係団体等と連携して健康相談や健康教育を実施するほか、「<u>歯科健診</u>」等の各種健（検）診を実施し、健康づくりに関する保健事業を推進する。</p> <p><u>（6）広報の有効活用と加入者サービスの充実</u></p> <p>①加入者等に対する情報提供や広報については、ホームページやメールマガジン等により、加入者の立場から分かりやすい各種情報を発信するほか、<u>広報リーフレット「埼玉だより」等を定期的に発行する。また、メールマガジンの登録者数の拡大を図る。</u></p> <p>②県・市町村・関係団体との連携による<u>広報、新聞・テレビ・ラジオなどのメディア等</u>を活用し、保健事業や医療費適正化に対する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ<u>情報発信を行う。</u></p> <p>③さいたまスーパーアリーナへの横断幕掲示他、<u>YouTube等の動画共有サービスによる広報など、SNSを活用した広報等</u>を実施する。</p>
--	--	---

<p>する取り組み等について、加入者・事業主・関係機関等へ情報を提供する。また、YouTube等の動画共有サービスによる広報など、SNSを活用した広報等を実施する。</p> <p>④ 新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。</p> <p>⑤ 健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、充実したサービスを加入者等に提供する。</p> <p>⑥ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な機会を活用し、広報を行う。</p> <p>⑦ アンケート等を実施し、加入者・事業主、健康保険委員等から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。</p> <p>(6) 健康保険委員と連携した事業の推進</p> <p>① 健康保険委員向け広報紙「健康保険委員だより」、カレンダーの作成、配布や研修会の開催を通じて、健康保険委員活動の活性化に取り組む。</p> <p>② 健康保険委員未登録の事業所に対し、文書、電話、訪問による委</p>	<p>④新規加入事業所を対象にした説明会を開催し、健康保険制度等の理解を深めてもらうとともに協会けんぽと事業所との距離を縮めることで事業運営の円滑化を図る。</p> <p>⑤健康増進や介護に関するサービスを提供する取り組みである「協会けんぽメンバーシップ特典サービス」の参加企業数を増やし、充実したサービスを加入者等に提供する。</p> <p>⑥<u>外国人向けに公的保険の仕組みや健康保険の各種手続き等についてSNS等を活用した広報を行う。</u></p> <p>⑦アンケート等を実施し、加入者・事業主から直接意見を聞き、創意工夫を凝らした事業を実施する。</p> <p><u>(7) 健康保険委員と連携した事業の推進</u></p> <p>① <u>健康保険事業等に対する理解をさらに深めるため、研修会を開催する。</u></p> <p>② <u>健康保険委員との連携を強化するため、健康保険委員向けの情</u></p>
--	--

<p>嘱勸奨を計画的に行い、健康保険委員の委嘱拡大及びメールマガジンの登録拡大に取り組む。</p> <p>③ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。</p> <p>■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.0%以上とする (令和 4 年 9 月末時点 40.8%)</p> <p>(7) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 【重要度：高】 【困難度：高】 ジェネリック医薬品業界団体等における品質管理や安定供給に関する取組みを確認しつつ、</p> <p>① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、周知広報や工場見学などの啓発</p>	<p><u>報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するほか、健康保険事業等に関するパンフレットを作成する。</u></p> <p>③ <u>健康保険委員登録事業所に対して、健康づくり・医療費適正化に対する意識の向上を図るため、リーフレット・カレンダー等広報媒体を作成し、配布する。</u></p> <p>④ <u>健康保険委員を通じ加入者等へ保健事業や医療費適正化に関する取組み等について周知を図るため、事業所訪問の際に健康保険委員の嘱勸奨を行うなど、健康保険委員の委嘱者数の拡大及び全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合の拡大に努める。</u></p> <p>■令和 4 年度目標 (KPI) : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合 43.3%以上 (令和 2 年度実績 38.7%)</p> <p>⑤ 健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して表彰を実施する。</p> <p><u>(8) ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 【重要度：高】</u> ジェネリック医薬品業界団体等における品質管理や安定供給に関する取組みを確認しつつ、</p> <p>① <u>ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減効果を通知するサービスを実施するほか、ホームページ、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等により加入者へ適切な広報を実施する。</u></p>
--	---

<p>活動に取り組む。</p> <p>② ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、支部の課題を把握し、厚生局及び埼玉県等と連携し医療機関や調剤薬局等へ働きかけを行う。働きかけの際は、医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータに基づく「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を活用する。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で前年度以上とする（令和3年度実績 80.4%） （※）医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>② <u>医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を作成し、医療機関や調剤薬局等へ働きかけを行う。</u></p> <p>③ <u>使用割合の低い若年層に対して、ジェネリック医薬品に関する本部提供データやGIS等を活用した分析、ならびに周知広報、工場見学など啓蒙活動に取り組み、使用割合の低い層や大学病院、診療所等への使用促進への働きかけを強化する。</u></p> <p>④ <u>県や関係団体と連携して、県民、協会けんぽ加入者や医療関係者等への啓発活動を強化する。</u></p> <p>■令和4年度目標（KPI）：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度末以上とする。（令和2年度実績 79.5%） （※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p><u>(9) 医療費適正化の取組みの推進</u> 日頃の健康管理や生活習慣の改善等のセルフケアや、<u>上手な医療のかかり方等の広報</u>を実施する。</p>
---	---

<p>(8) インセンティブ制度の着実な実施 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、定期広報誌等を活用し周知広報を行う。</p> <p>(9) 医療費適正化の取組みの推進 日頃の健康管理や生活習慣の改善等のセルフケア等の広報を実施する。</p> <p>(10) 地域とのさらなる連携強化【重要度：高】</p> <p>① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、令和5年度に行われる県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参画する。</p> <p>② 県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報共有及び連携を強化する。</p> <p>③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携を強化する。</p> <p>(11) 地域医療体制への働きかけ強化【重要度：高】 関係会議等において、レセプト情報や健診データ等の分析結果や地</p>	<p>(10) インセンティブ制度の着実な実施【重要度：高】 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、定期広報誌等を活用し周知広報を行う。</p> <p>(11) 地域とのさらなる連携強化【重要度：高】</p> <p>① 加入者が良質な医療を享受できるよう、県の政策関係部局をはじめ、県及び市町村が開催する各種協議会等に参加するなど、県や市町村の保健医療計画等の立案に積極的に参加し、協会けんぽの情報を発信していく。</p> <p>② 県、市町村と協会けんぽとの間で医療情報の分析や保健事業等における協働事業を実施するなど、情報の共有及び連携の強化を図る。</p> <p>③ 協会けんぽの財政状況や医療保険制度の現状等の情報を地域の経済団体等に対し発信するとともに、連携の強化を図る。</p> <p>(12) 地域医療体制への働きかけ強化【重要度：高】 関係会議等において、レセプト情報や健診データ等の分析結果や地</p>
---	---

<p>域の医療状況を見える化したデータベース等を活用し、効果的な情報提供を行う。</p> <p>■ KPI : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>(12) 調査研究の推進【重要度：高】【困難度：高】</p> <p>①健康経営の取組みが加入者の健康状態や医療費等にどのように影響を与えるか効果測定を行い、課題を認識し健康経営の取組みの改善に活用する。(健康経営の効果測定【再掲】)</p> <p>②効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。【再掲】</p> <p>③健康経営を実践している事業所における歯科保健活動の実態把握と効果分析を行い、好事例となるものを他の企業へも展開し、歯科保健活動の普及を図る。</p> <p>④大学と共同で精神関係の分析を進め、職場におけるメンタルヘルス対策等に活用する。</p> <p>⑤レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費等の現状を把握し、効果的な保健事業を実施する。</p>	<p>域の医療状況を見える化したデータベースの活用等、効果的な意見発信や働きかけを実施する。</p> <p>■令和4年度目標(KPI) : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施。</p> <p>(13) 調査分析能力の向上と推進</p> <p>①健康経営の取組みが加入者の健康状態や医療費等にどのように影響を与えるか効果測定を行い、課題を認識し健康経営の取組みの改善に活用する。(健康経営の効果測定)</p> <p>②効果的・効率的な重症化予防事業、加入者の健康づくりを推進するため、大学等と共同研究を行う。【再掲】</p> <p>③健康経営を実践している事業所における歯科保健活動の実態把握と効果分析を行い、好事例となるものを他の企業へも展開し、歯科保健活動の普及を図る。</p> <p>④大学と共同で精神関係の分析を進め、職場におけるメンタルヘルス対策等に活用する。</p> <p>⑤レセプト情報や健診データ等を分析して、地域ごとの健康特性や疾病動向・受療動向、医療費等の現状を把握し、効果的な保健事業を実施する。</p>
--	---

⑥大学等との分析を通じて、支部職員の分析能力の向上を図る。

⑥大学等との分析を通じて、支部職員の分析能力の向上を図る。

<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>①人事評価制度を適切に運用するとともに、評価段階において評価者は情報共有を行いながら人事評価を実施する。</p> <p>②OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。</p> <p>③職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>(2) 組織運営の強化</p> <p>①本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。加えて、新システムの定着や受電体制及び窓口体制の整備も踏まえながら職員の多能化を図る。</p> <p>②ICTを活用した保健事業やSNS等を活用した広報等についてDX（デジタルトランスフォーメーション）を念頭に検討し、実施する。</p>	<p>(1) 人事制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>① <u>人事評価制度を適切に運用するとともに、評価者の育成に努める。</u></p> <p>② OJTを中心としつつ、支部研修計画に基づいた外部講師による研修を実施するとともに、本部研修参加者による支部内伝達研修を実施する。また、関係団体主催の研修に積極的に参加する。</p> <p>③ 職務に関する幅広い知識や視野を養うため、計画的なジョブローテーションを実施する。</p> <p>(2) 組織運営の強化</p> <p>① 本部と支部、支部内のグループ間の連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。加えて、<u>次期システムの導入や電話対応体制の見直しも踏まえながら</u>職員の多能化を図る。</p> <p>② ICTを活用した保健事業やSNS等を活用した広報等についてDX（デジタルトランスフォーメーション）を念頭に検討し、実施する。</p> <p>③ <u>支部職員の出勤率の調整や窓口、会議室等へのパーテーションの設置及びオンライン会議の推進等、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図る。</u></p>
---------------------	--	---

<p>(3) 内部統制の強化 協会けんぽの内部統制基本方針に従い、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図るとともに、自主点検等を計画的に実施することで内部統制の強化を着実に進める。</p> <p>(4) リスク管理の徹底 ① 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識を醸成する。 ② 新システムの定着及びDX、ICTの活用による情報管理や感染症等のリスクも踏まえて、支部のリスク管理体制を一層強化する。</p> <p>(5) コンプライアンスの遵守 ① コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会の定期開催（年4回）に加え、必要に応じて適宜、委員会を開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。 ② 自主点検（年2回）を確実にを行い、法令等遵守を組織に浸透させる。</p> <p>(6) 費用対効果を踏まえた支部運営 ① 調達における競争性を高めるため、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p>	<p>(3) 内部統制の強化 協会けんぽの内部統制基本方針に従い、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図るとともに、自主点検等を計画的に実施することで内部統制の強化を着実に進める。</p> <p>(4) リスク管理の徹底 支部の事業運営を脅かす様々なリスクの点検やリスク管理能力の向上のための研修の実施、リスク管理委員会の開催などにより、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、<u>今後の次期システムの導入</u>及びDXやICTの活用による情報管理のリスクも踏まえて、支部のリスク管理体制を一層強化する。</p> <p>(5) コンプライアンスの遵守 コンプライアンス委員会及び個人情報保護委員会を開催（年4回）<u>するとともに、次期システムの導入等も踏まえてコンプライアンスの遵守を一層徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、自主点検（年2回）を行い、各種規程の遵守を一層徹底する。</u></p> <p>(6) 費用対効果を踏まえた支部運営 ① <u>調達における競争性を高めるため、公告案件の周知方法を工夫する等、一者応札案件の減少に努める。</u></p> <p>■令和4年度目標（KPI）：一般競争入札に占める一者応札案件の</p>
---	--

<p>② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費の節減に努める。</p> <p>③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。④ 新システムの導入に伴うペーパーレス化を推進し、効果的・効率的な業務運営を行う。</p> <p>■令和5年度目標（KPI）：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 20%以下。（令和3年度実績 28.6%）</p> <p>（7）支部における健康づくりの推進</p> <p>① 職員の健康づくりに係る「スモールチェンジ活動」や「こころのABC活動」を実施するとともに、スポーツイベントへの参加や支部内コミュニケーションサークル活動を推進し、支部としての健康経営を実践する。</p> <p>② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施し、職場環境の整備や職員の健康増進を図る。</p> <p>（8）業務改革の推進【再掲】</p> <p>①業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するとともに、職員の多能</p>	<p>割合 20%以下。ただし、入札件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。（令和2年度実績 12.5%）</p> <p>② 電気使用量の実績等を職員に周知するなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減及び光熱費等の事務所管理費の節減に努める。</p> <p>③ 消耗品の適切な在庫管理等により経費の節減に努める。ペーパーレス化の推進による効果的・効率的な業務運営を図る。</p> <p>（7）支部における健康づくりの推進</p> <p>① 職員の健康づくりに係る「スモールチェンジ活動」や「こころのABC活動」を実施するとともに、スポーツイベントへの参加や支部内コミュニケーションサークル活動を推進し、支部としての健康経営を実践する。</p> <p>② 衛生委員会、定期健診及びストレスチェック等を確実に実施し、職場環境の整備や職員の健康増進を図る。</p> <p>（8）<u>適正な業務体制の確立</u>【再掲】</p> <p>①業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、生産性の向上を図</p>
--	---

<p>化を推進し、生産性の向上を図る。</p> <p>② 業務改善検討委員会を開催（四半期に1回以上）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。特に若手職員からの改善提案を積極的に取り入れる。</p> <p>③新システム（令和5年1月導入）の効果を最大化するため、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制の整備を推進する。</p>	<p>る。</p> <p>② 業務改善検討委員会を開催（四半期に1回以上）し、職員からの改善提案を検討・実施し、業務改革・改善の推進を図る。</p> <p>③ <u>令和5年1月に予定している次期システム導入後の業務を踏まえた事務処理体制の検討と構築を図る。</u></p>
---	---

●
参
考
●

参考：全国健康保険協会（本部）が【重要度：高】【困難度：高】を設定した支部事業計画の項目

（基盤的保険者機能関係）

- ・ 健全な財政運営
- ・ サービス水準の向上
- ・ 効果的なレセプト内容点検の推進
- ・ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- ・ オンライン資格確認の円滑な実施
- ・ 業務改革の推進

（戦略的保険者機能関係）

- ・ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
- ・ 特定保健指導の実施率及び質の向上
- ・ 重症化予防の推進
- ・ コラボヘルスの推進
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進
- ・ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信
- ・ 調査研究の推進

●健全な財政運営【重要度：高】【困難度：高】

【重要度：高】

協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 250 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

参考：全国健康保険協会（本部）が【重要度：高】【困難度：高】を設定した支部事業計画の項目

（基盤的保険者機能関係）

- ・ 健全な財政運営
- ・ 効果的なレセプト内容点検の推進
- ・ 債権発生防止と管理・回収の強化
- ・ オンライン資格確認の円滑な実施
- ・ 適正な業務体制の確立

（戦略的保険者機能関係）

- ・ 特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進
- ・ 保健指導の拡充と質の向上
- ・ データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等）
- ・ 健康経営の推進（コラボヘルス）
- ・ ジェネリック医薬品のさらなる使用促進
- ・ インセンティブ制度の着実な実施
- ・ 地域とのさらなる連携強化及び地域医療体制への働きかけ強化

●健全な財政運営 【重要度：高】【困難度：高】

【重要度：高】

協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

●サービス水準の向上【困難度：高】

【困難度：高】

現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービス

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

スタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要がある、KPI の 100%を達成することは、困難度が高い。

●効果的なレセプト内容点検の推進【困難度：高】

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は 98.7%（2021 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

●返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

【困難度：高】

【困難度：高】

電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1 が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、レセプト振替サービス※2 の拡充により、保険者間調整※3 が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

●効果的なレセプト内容点検の推進 【困難度：高】

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

●債権発生防止と管理・回収の強化 【困難度：高】

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加す

<p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>●オンライン資格確認の円滑な実施【重要度：高】 【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>●業務改革の推進【困難度：高】 【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員</p>	<p>ることが見込まれることから、困難度が高い。また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、困難度が高い。</p> <p>（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>●オンライン資格確認の円滑な実施 【重要度：高】 【重要度：高】</p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>●適正な業務体制の確立 【困難度：高】 【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するため</p>
---	---

<p>の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>●保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>●特定保健指導の実施率及び質の向上 【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p>には、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>●特定健診の推進及び事業者健診データの取得促進【重要度：高】【困難度：高】 【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>●保健指導の拡充と質の向上 【重要度：高】【困難度：高】 【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>
---	---

<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>●重症化予防対策の推進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>●コラボヘルスの推進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>●ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達</p>	<p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。</p> <p>●データヘルス計画の推進（糖尿病重症化予防等） 【重要度：高】</p> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>●健康経営の推進（コラボヘルス） 【重要度：高】</p> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>●ジェネリック医薬品のさらなる使用促進 【重要度：高】</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以</p>
---	---

<p>成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>● 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>	<p>上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>●インセンティブ制度の着実な実施 【重要度：高】</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015』や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>●地域とのさらなる連携強化及び地域医療体制への働きかけ強化 【重要度：高】</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p>
--	--

<p>● 調査研究の推進</p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計に関する高度な知識が求められる。また、外部有識者の研究提案の採択や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p>	
---	--